

日本労働年鑑 第53集 1983年版
The Labour Year Book of Japan 1983

第二部 労働運動

XI 農民運動

1 農業情勢と農民運動の動向

2 農民運動の動向

八一～八二年農民運動の特徴

一九八一年から八二年にかけての農民運動は臨調行革反対運動を機軸に農畜産物輸入拡大反対運動が加わり、各種農畜産物政策・価格要求運動がそれに結合されるという多様な形態をとって展開された。以下、この時期の農民運動の特徴をあげる。

第一に、米価運動に典型的にみられた価格闘争中心主義の運動形態はこの数年大幅に後退する傾向をみせていたが、八一年以来その傾向はさらに鮮明になった。このことは農畜産物価格要求が当面の課題であっても、そのための各種大会や集会が「農畜産物輸入拡大反対」とか「農業つぶし財界主導行革反対」といったスローガンのもとに開催されているところに端的に示されている。たしかに全日農の米麦運動を中心とする価格運動にあっては、早くからそれが「食糧制度を守る運動」とか「国民食糧を守る運動」あるいは「農業危機を打破」する運動の一環として展開されてきたのであるが、八一年以来さらにその傾向は強まった。農協にあっても米価運動を長期中期戦略の一過程と規定するにいたった。

第二に、運動目標が「日本農業を守る」とか「農業危機を打開する」といった抽象的なものから当面する具体的課題として財界行革反対とか農畜産物輸入拡大反対という形態をとらざるをえなくなったこと、このことは農産物価格運動が同時に行革反対運動であり農畜産物輸入自由化反対運動でなければならなかったことを示している。農民運動が単純に価格要求闘争に埋没しているかぎり、農民にとっての敵は明確でなかったが、臨調が財界の代弁者として合理化の名のもとに農産物価格を抑圧する姿勢を強めてくると、価格運動は反臨調行革運動になる必然性があつたわけである。同じことは農畜産物輸入反対運動にも妥当する。

第三に、したがって農民にとっての敵、農産物価格運動にとっての第一関門は臨調であり財界ということになる。このことを反映し、行革反対運動はいうにおよばず今期の米麦価運動、輸入拡大反対運動、葉たばこをめぐる運動、畜産物政策価格要求運動のなかで、農民代表団の臨調座りこみ抗議行動や経団連への抗議行動が展開されたのである。農畜産物輸入枠拡大反対運動の一環としてのアメリカ大使館への抗議行動も同じ路線にあつた。

第四の特徴は、葉たばこ価格や畑作物価格など八一年産農産物価格は名目上若干引き上げられたが、八二年産農畜産物価格はほとんど据え置きないし実質引き下げになった。すなわち、生産者米価は一・一%アップ、麦価据え置き、加工原料乳価〇・五六%アップ、繭価据え置き、豚肉・牛肉据え置きなどで、物価上昇を考慮すると実質引き下げである。

第五に、エサ米生産推進運動が減反闘争の一環として全日農やエサ米運動推進連絡会議のもとで全国的に拡大したことである。八一年の冷害の影響によりアルポリオ系エサ米の生産成績は不調であったが、栽培技術や経験交流、エサ米運動組織の拡大などをつうじ徐々に成果はあがりつつある。

第六に、三里塚(成田)空港反対闘争が三里塚・芝山連合空港反対同盟のもとで一六年にわたり展開されているが、この間反対同盟内部に一時分裂の危機もみられた。しかし組織のたて直しによりひきつづき二期工事阻止、廃港闘争が展開され空港はいぜんとして二期工事不能のまま欠陥空港としての域をでていない。

三大都市圏の特定市街化区域農地の固定資産税を周辺の宅地なみの水準に引き上げる宅地なみ課税の減額措置が八二年三月に期限切れとなり、同時に固定資産税評価替えがおこなわれるとあって都市圏を中心に全国的に宅地なみ課税反対運動が展開された。この結果、宅地なみ課税そのものは阻止できなかったが、長期間営農を継続すれば宅地なみ課税が免除される、との「猶予制度」が導入されることになった。

出稼組合連合会は、賃金の不払い問題や労災問題を中心に運動を展開、労災問題で裁判闘争をおこなうなど出稼者に対する基本施策の確立、出稼ぎ解消のための農村地域定住促進対策事業などの要求運動をおこなってきた。他方、農村労連は振動病の治療、予防対策強化運動で市町村議会に請願署名運動を展開するなど振動病対策、三省協定なみ賃金適用運動で成果をあげつつある。

以上、農民運動は多様な形態をとって展開されたものの、三里塚闘争をのぞきほとんど農民代表による要請運動、陳情運動に終始する農政運動の域をでなかった。

農民団体共闘の特徴と限界

八〇年の農民運動に比べ、八一年より農民団体が共闘する機会が増大した。以下、その農民団体共闘の実態をみよう。

第一に、農民運動がすぐれて内外の圧力によって受動的防衛的運動の性格を強めざるをえなくなり、このことによって農民団体の共闘関係は促進された。また、すでにみたように、農業・農民にとっての敵がより明らかになるや、反動的団体といえども農民団体であるかぎり、それを無視しえなくなる。こうして、財界主導的行革反対運動にはじまり、米価・畜産物価格運動、農畜産物輸入拡大反対運動などにおいて、全日農・全農総連・全国農民同盟・開拓連・出稼連・乳価共闘会議など農民団体が、食管連(食管制度を守る全国連絡会議)や中央労農会議など労農団体の参加協力のもとに共闘して中央集結行動をおこなった。しかもそれが一日共闘にとどまらず二日～三日共闘とつづけられたことは、農民運動にとってそれなりに意義をもつものであろう。

第二に、しかしそのような農民団体共闘にも一定の限界があった。全日農は最近の米闘で独自の要求米価を明確にしなくなった。八二年米闘においても、全日農は要求米価を八〇%バルクラインによる生産費・所得補償方式により六〇キロ当たり四万六五二〇円と決定しながら、「共闘関係の配慮および政府買入れ米価据置き攻撃を打破する立場から最低生産費と労賃上昇に見合う一六・九%以上の引上げ」を要求せざるをえなかった。全日農は共闘するに当たり、この数年生産費所得補償方式による「あるべき要求米価」を決定しながらそれをスローガンにすることはさけてきた。情勢が変化したから「あるべき米価要求の提案」が不可能になったというだけではなかったのである。また、米闘にあって統一大会がもてなかったのも共闘の限界といってよいであろう。全日農系農民団体と農協系農民団体がそれぞれ独自の大会をもち、共闘体制をとったのは米審会場前での要請・

抗議行動にかぎられた。農民組合をバックとする農民団体と経営体である農協をバックとする農民団体との本質的差異が、共闘の限界をもたらしていることはいうまでもないであろう。

第三に、八二年米闘における共闘の特徴として、米審会場で農民代表と農業団体との共同行動がとられたことである。すなわち全日農・全中・全国農業会議所・全農・生産者代表の各米審委員が、政府の据え置き米価に抗議して辞表を提出して米審会場から総退場した。これまで生産者委員が審議を拒否したことはあるが、今回のように辞表を提出し退場したのは米審開始以来はじめてのことであった。しかし、このような辞表提出と、退場による共闘戦術がどれほど効果があったかどうかは不明である。

日本労働年鑑 第53集 1983年版

発行 1982年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月4日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1983年版(第53集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
